第4期 出雲市教育振興計画 (中間見直し後)

出 雲 市 出雲市教育委員会

令和4年(2022)9月策定 令和7年(2025)9月(中間見直し)

目 次

第1章 計画の策定にあたって

(P 4 - 5)

- 1-1 策定の趣旨
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 計画の期間
- 1-4 計画の点検・評価

第2章 出雲市教育を取り巻く環境

(P 6-10)

- 2-1 児童生徒数の減少
- 2-2 帰国・外国籍児童生徒数の増加
- 2-3 家庭・地域と学校との関係の変化
- 2-4 教育におけるデジタル化の進展
- 2-5 持続可能な社会への転換
- 2-6 幼児期の教育・保育施設の現状

第3章 出雲市教育の推進

(P11-44)

I 体系図

(P11)

- Ⅱ 施策の柱と取組
 - 1. 教育を支える環境の充実
 - (1) 開かれた教育行政の推進

(P12-13)

- ①地域学校運営理事会の充実
- ②幼稚園運営協議会の充実
- ③教育政策審議会の開催
- ④有識者による事務事業の点検・評価
- ⑤市と教育委員会の連携強化
- (2)教育環境の構築

(P14-15)

- ①地域の願いや社会変化に応じた教育環境の整備
- ②市立幼稚園の今後のあり方の検討
- (3)地域における教育力の向上

(P15-16)

- ①地域学校協働活動の充実
- ②家庭教育支援(親学プログラム)の推進
- ③放課後子ども教室の推進
- (4) 危機管理力の向上

(P17)

- ①学校等における危機管理体制の確立
- ②子どもへの安全対策の充実
- (5) 教職員等の負担軽減

(P18-19)

- ①学校事務の改善
- ②校務支援システムの効果的活用
- ③部活動指導員等の配置及び地域移行に向けた検討
- ④多忙化解消プランによる取組

2.「生きる力」の育成

(1)確かな学力の定着と向上

(P20-23)

- ①ふるさと教育・キャリア教育の充実
- ②教員の授業力の向上
- ③学習習慣の定着化
- ④グローバル人材育成の推進
- ⑤学校図書館活用教育の推進
- ⑥ I C T 活用教育の推進
- ⑦保幼小中連携の推進

①教職員の指導力向上 ②幼稚園における子育て支援の推進 ③小学校教育を見据えた幼児期の教育の充実 (3) 豊かな心の育成 (P24-25)①道徳教育の充実 ②体験活動の充実 (4) 差別解消に向けた教育の推進 (P25) ①教職員の人権意識の高揚と指導力の向上 ②同和問題学習及び人権学習の充実 (5) 健康・体つくりの推進 (P26-27)①基本的な生活習慣の確立 ②健康と体力の増進 ③食育の推進 (6) 科学館における教育活動の推進 (P27-28) ①学校理科学習の推進 ②科学への興味関心を高める生涯学習の推進 3. 困難を抱える子どもの支援 (1)特別支援教育の充実 (P29-34)①就学相談の充実 ②小・中学校における特別支援教育の推進 ③通級指導の充実 ④障がい者理解教育の推進 ⑤スクールヘルパーによる個に応じた支援の充実 ⑥幼稚園等における特別支援教育の充実 (7)早期からの幼児への発達支援 (2) 不登校対策の充実 (P34-37)①小・中学校での支援体制の充実 ②教育支援センターでの支援体制の充実 ③教育委員会での支援体制の充実 ④ICTを活用した支援 ⑤保護者への支援 (3) いじめ問題対策等の取組 (P37-38)①いじめ・問題行動への取組 ②いじめ問題対策委員会等の開催 ③相談体制の充実 (4)帰国・外国籍児童生徒への支援 (P39-40) 4. 学校給食の充実 (1)安全・安心でおいしい学校給食の推進(P41-42) ①地産地消の推進 ②設備・機器の計画的更新、衛生管理の充実 ③アレルギー対応給食の推進 5. 学校施設の整備 (P43)(1)新増改築事業の推進 (2) 施設環境の向上 (3) 大規模改造・営繕事業の推進 参考 (P44)法令 (P45-46)

(P23-24)

(2) 幼児期の教育の充実

第1章 計画の策定にあたって

1-1 策定の趣旨

教育基本法法令1では、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な計画を策定することが義務づけられています。地方公共団体では、その計画を参考に、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関し基本的な計画の策定が努力義務として規定されています。

本市では、平成23年(2011)5月に「第1期出雲市教育振興計画」を策定した後、平成25年(2013)8月に第2期計画、平成29年(2017)に第3期計画を策定し、教育行政を推進してきました。

社会変化が激しく、様々な課題がある中、<u>SDGs</u>にもあるとおり「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、将来を担い、未来を創っていく児童生徒を育成する必要があります。今後、5年間計画的に取組を進めるため、第4期出雲市教育振興計画を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、出<u>雲市総合振興計画「出雲新話 2030」</u>2との整合性を図り、教育部門の構想・計画を、出雲市教育大綱を踏まえ、総合的・具体的に表すものです。

なお、本市教育委員会は、学校教育に特化していることから、市長部局へ補助 執行³している教育分野については、幼児教育部分のみ掲載しています。

教育委員会	学校教育	本計画に掲載
	学齢期における社会教育	本計画に掲載
	出雲科学館における生涯学習	本計画に掲載
市長部局 (補助執行)	幼児教育	本計画に掲載
	学齢期以外の社会教育	
	公民館(コミュニティセンター)	
	生涯教育	
	文化	
	スポーツ	
	文化財	
	図書館	

図表1 本市における教育委員会と市長部局の担当状況

¹ 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

² 本市の令和12年(2030)のめざすべき将来の姿とそれを実現するための基本方策を示す、最上位の計画のこと。基本構想と基本計画で構成する。計画期間については、令和4年度(2022)を初年度とし、基本構想は8年、基本計画は前期と後期に分け、前期3年、後期5年とする。

³ 地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長と協議して、市長部局の職員に執行させること。出雲市では、青少年教育、女性教育及び公民館(コミュニティセンター)の事業その他社会教育に関すること(教育政策課及び出雲科学館が実施するものを除く)、幼稚園に関すること(教育政策課、学校教育課及び教育施設課が実施するものを除く)、スポーツに関すること、文化財の保護に関すること、図書館に関することを補助執行している。

1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度 (2022) から令和 8 年度 (2026) までの 5 か年とします。

図表 2 出雲市総合振興計画「出雲新話 2030」と第4期出雲市教育振興計画の期間対比表



1-4 計画の点検・評価

本計画の各施策を効果的かつ効率的に実施し、目標の達成状況を客観的に点検したうえで、その結果を対外的にも明らかにするとともに、その後の施策へ反映していくことで実効性のあるPDCAサイクル4(計画・実行・評価・改善)を確立し、十分に機能させる必要があります。

本計画については、出雲市総合振興計画「出雲新話 2030」の基本計画における 点検・評価検証並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定 に基づく教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価により P D C A サ イクル(計画・実行・評価・改善)による点検・評価検証を行います。

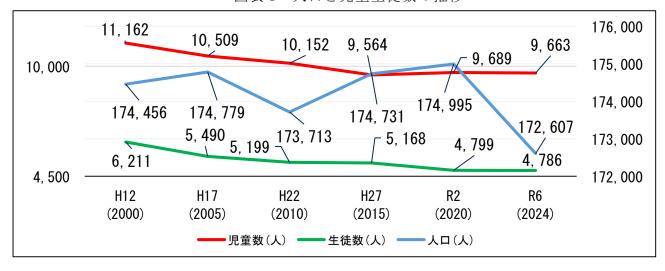
⁴ Plan=計画、Do=実行、Check=評価、Action=改善

第2章 出雲市教育を取り巻く環境

2-1 児童生徒数の減少

本市の人口は、平成12年(2000)の住民基本台帳人口では174,456人であったものが、令和6年(2024)には172,607人に減少しました。

児童生徒数については、平成12年度(2000)には小学校の児童11,162人、中学校の生徒6,211人であったものが、令和6年度(2024)には小学校の児童9,663人、中学校の生徒4,786人となりました。今後も、児童生徒数は減少傾向が続くと予想しています。

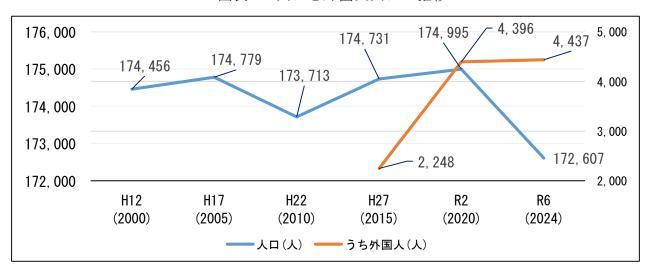


図表3 人口と児童生徒数の推移

*出典:児童生徒数 学校基本調査

人口 島根県住民基本台帳年報 毎年度の基準日

(H24 年度までは 3.31 現在、H25 年度からは 1.1 現在。H24.3.31 現在の数値までは外国人を含んでいません。合併以前は各市町を合計しています。)



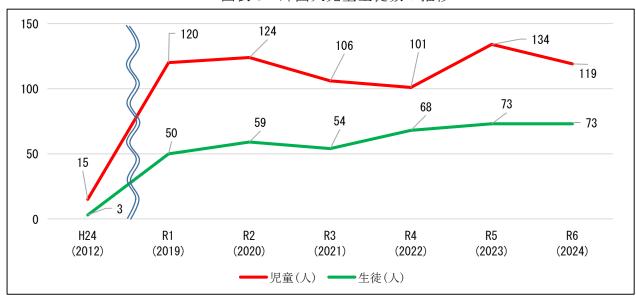
図表 4 人口と外国人人口の推移

*出典:島根県住民基本台帳年報 毎年度の基準日

(H24 年度までは 3.31 現在、H25 年度からは 1.1 現在。H24.3.31 現在の数値までは外国人を含んでいません。合併以前は各市町を合計しています。)

2-2 帰国・外国籍児童生徒数の増加

本市では、他市町村と比較し、外国籍住民が多い状況にあります。それに伴い、 外国籍の児童生徒の数が増加傾向にあります。外国籍児童生徒の中には、日本語 の習得が十分でない状況で、小・中学校に編入学する子どもたちが増えてきてお り、柔軟かつきめ細かな対応や支援を行っていく必要があります。個人の多様性 を尊重し、全ての子どもが等しく質の高い教育を受ける機会を提供する必要があ ります。



図表 5 外国人児童生徒数の推移

*出典:学校教育課調査:毎年5月1日現在

2-3 家庭・地域と学校との関係の変化

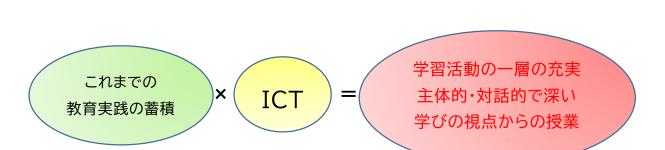
少子化、核家族化や人間関係の希薄化、地域におけるつながりやかかわりの希薄化など、子どもを取り巻く環境は変化しています。全ての子どもが等しく質の高い教育を受けるためにも、家庭・地域と学校が連携し、協働していく必要があります。このため、これまで出雲市社会教育計画に記載していた学齢期における社会教育について、本計画に盛り込みます。

2-4 教育におけるデジタル化の進展

<u>IoT</u>⁵やAI⁶等をはじめとする技術革新の急速な進展により、社会や生活が大きく変わる「超スマート社会(Society5.07)」の到来が予想されています。教育においても、国の<u>GIGAスクール構想</u>⁸を踏まえ策定した「<u>いずもGIGAスクールプラン</u>⁹(資料参照)」に基づき、ICTの活用による豊かで多様な学びを実現していきます。

図表 6 国のGIGAスクール構想イメージ

GIGA スクール構想



2-5 持続可能な社会への転換

国連サミットで採択された17の国際目標では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが誓われています。本市の教育においても、このSDGs(持続可能な開発目標)と関連付けるとともに、持続可能な社会づくりの担い手を育成することが求められています。本計画においても、SDGsの達成を目指し、施策の推進に取り組みます。

⁵ Internet of Things(モノのインターネット)」の略。家具、家電等の「モノ」にセンサーと通信機能を搭載することで、利用状況や感知した情報を、インターネットを通じ伝達する技術のこと。

⁶ Artificial Intelligence (人工知能)の略。人間が行う学習・判断等の知的な活動を、コン ピューターが行えるようにすることを目指すテクノロジーのこと。

⁷ 我が国が目指すべき未来社会の姿のこと。これまでの情報社会(Society4.0)では不十分であった分野横断的な連携を実現し、経済発展と社会問題の解決を両立する人間中心の社会。

⁸ 文部科学省が提唱する1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、 公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する。

⁹ ICT (Information and Communication Technology:情報伝達技術)の活用により、児童生徒の豊かで多様な学びを実現するために出雲市が策定した計画のこと。

⁽GIGA: Global and Innovation Gateway for All)

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



2-6 幼児期の教育・保育施設の現状

現在、本市には、250市立幼稚園 10 、520認可保育所 11 (市立 4、私立 48)、 40の幼保連携型認定こども園 12 、10の小規模保育事業所 13 、10の認定保育所 14 、600の企業主導型保育事業施設 15 があります。

幼稚園の園児数は減少傾向にあり、将来的に集団での教育が困難になることが

¹⁰ 令和6年(2024)4月1日時点の幼稚園数を示している。

¹¹ 児童福祉法第35条に基づき、市町村が設置した施設、または民間事業者が認可を受けて設置した施設で、0歳から就学前までの子どもが入所する施設のこと。入所にあたっては、保護者の就労などの事由により、保育を必要とすることが条件となる。

¹² 認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行い、親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設で、都道府県知事が条例に基づき認可又は認定する。幼保連携型認定こども園は、認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うものである。

¹³ 子ども・子育て支援新制度の地域型保育事業の1つの区分のこと。 $0 \sim 2$ 歳児を対象とした、定員 $6 \sim 19$ 人の保育施設で市の認可を受けたもののこと。

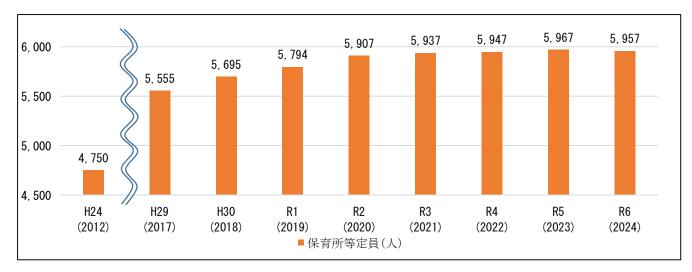
¹⁴ 出雲市が独自に認定する、都道府県知事の認可を受けていない保育施設のこと。保育室等の設備や面積、保育に従事する職員の数及び資格など、市が定める基準を満たし、施設が自ら定めた指導計画により保育を行っていると市長が認定することが条件となる。

¹⁵ 企業(厚生年金適用事業所)等が従業員のために設置する保育施設のこと。認可外保育施設に位置付けられる。

懸念される幼稚園もあります。

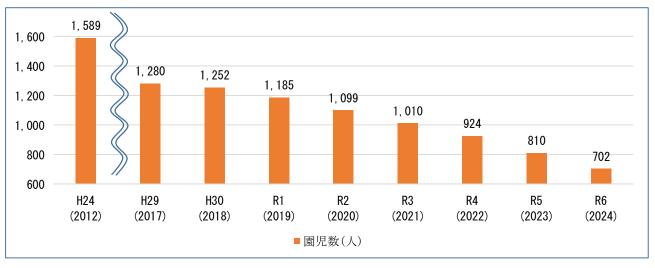
近年、社会・経済環境の変化から、家庭や地域で子ども同士が関わる機会が減少しており、幼稚園・保育所等における集団教育・保育の必要性が高まっています。また、これらの施設と保護者との関わりを通じて、家庭の教育力を高めていく必要があります。

幼児期に全ての子どもが等しく質の高い幼児教育を受けられる環境を整え、小 学校へつなげていくことが求められています。



図表8 保育所等の定員の推移

*出典:保育幼稚園課調査:毎年5月1日現在 市内認可保育所(認定こども園の保育部門及び小規模保育事業所を含む。)の定員



図表 9 市立幼稚園児数の推移

*出典:学校基本調查:毎年5月1日現在

※令和元年度(2019) ~ 乙立幼稚園:休園 令和元年度末(2019) 出東幼稚園:閉園 令和3年度末(2021) 乙立幼稚園:閉園

第3章 出雲市教育の推進

I 体系図

出雲市総合振興計画「出雲新話2030」

「出雲力」で夢☆未来へつなげ 誰もが笑顔になれるまち

第2期出雲市教育大綱

基本理念

家庭・地域・学校で育む出雲の教育 〜夢をもち未来を切り拓くしなやかでたくましい人づくり〜

教育目標

豊かな心と健や かな体をもって生 自信をもんを育て ます。 ふるさとへの誇りと愛着をもち、地域の発展を担う人を育てます。

確かな学力と豊かな創造性を野な、 ははばた、 世界にはばたて 大を育てます。 多様性を認める 寛容さをもち、持 続可能な社会づ くりに寄与する人 を育てます。

重点目標

一人一人に 生きる力を 育む教育 一人一人を 大切にする 教育 ふるさとへ の誇りと愛 着を醸成す る教育 家庭・地域 と協働する 学校づくり 教育環境の 充実

第4期出雲市教育振興計画

施策の柱

教育を支える 環境の充実

(1) (2) (3) (4) (5)

開教地危教

か育域機職

れ環に管員

た境お理等

教のけ力の

育構るの負

行築教向担

力

 \mathcal{O}

向

上

育上軽

減

政

 \mathcal{O}

推

進

「生きる力」 の育成

困難を抱える 子どもの支援

学校給食の充実

学校施設の整備

施策

(1) (2) (3) (4) (5) (6)

確幼豊差健科 か児か別康学 な期な解・館 学の心消体に 力教のにつお の育育向くけ 定の成けりる 着充 たの教 と実 教推育 向 育進活 上 \mathcal{O} 動 推 \mathcal{O} 進 推

進

(1)(2)(3)(4)

特別支援教育の充実不登校対策の充実いじめ問題対策等の取組にめいるという。

援

(1)

安全・安心でおいしい学校給食の

推進

(1)(2)(3)

新増改築事業の推進
た規模改造・営繕事業の推進

Ⅱ 施策の柱と取組

1. 教育を支える環境の充実

学校教育を推進するうえで、その環境を整えることは、園児・児童生徒の安全・安心や学習意欲の向上に直結し、教職員の士気にも影響します。地域が学校を応援し、その中で教職員が安心して職務に集中でき、園児・児童生徒が快適に学習・活動に集中できる教育環境を目指します。

本市では、市立の学校に<u>地域学校運営理事会¹⁶や幼稚園運営協議会¹⁷を設置し</u>ています。このことにより、家庭・地域が学校運営に関わることで学校を応援し、支えています。今後も、組織の活性化と活動の充実に取り組みます。

また、児童生徒にとって地域が体験的・探求的な学びの場となり、小・中学校での学びを生かすことができるよう、小・中学校と地域が連携・協働して学齢期の社会教育の充実に取り組みます。

(1) 開かれた教育行政の推進

①地域学校運営理事会の充実





本市では、平成18年度(2006)に全国に先駆けて、市内全学校で地域学校運営理事会が発足し、家庭・地域・学校の三者協働による教育体制づくりを進めてきました。

地域学校運営理事会は、小・中学校の教育方針や教育課程の編成に関する基本方針などの承認に関わるとともに、小・中学校の運営や、教職員の確保などについて意見を述べ、運営に対する評価を行います。制度発足以来、17年以上の運営実績があり、後に合併した斐川地域でも、10年以上の取組を行っています。これまでに各校で保護者や地域住民が学校運営に直接参画・協働できる体制が整備され、スムーズな運営が行われています。

これからは、小・中学校の運営を支援する活動の充実を図るとともに地域における子どもの学びにも目を向け、地域学校協働活動推進員などと連携し、地域総掛かりで子どもの育ちを支える活動も期待されます。今後も、活動の充実を図り「地域とともにある学校」の推進を図ります。

¹⁶ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5で規定されている「学校運営及び当該 運営への必要な支援に関して協議」する小・中学校における機関のこと。各校15人以内の理 事を教育委員会が任命している。

¹⁷ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5で規定されている「学校運営及び当該 運営への必要な支援に関して協議」する幼稚園における機関のこと。各園15人以内の委員を 教育委員会が任命している。

②幼稚園運営協議会の充実





本市では、小・中学校における地域学校運営理事会の幼稚園版として、平成25年度(2013)に市内全幼稚園で幼稚園運営協議会が発足しました。

幼稚園運営協議会は、幼稚園の経営計画や教育課程の編成に関する基本方針の承認や、幼稚園の運営に関する評価を行います。

今後も、幼稚園運営協議会の活動を継続・充実させ、家庭・地域・幼稚園の協働により、幼児の健全な育ちを支え、地域に開かれた幼稚園づくりを進めます。

③教育政策審議会18の開催





地域学校運営理事会の理事や学識経験者等、多様な市民代表による審議・提 言機関である出雲市教育政策審議会を引き続き設置し、教育施策に関する基本 的な考え方及び重点的な教育活動等に関し調査及び審議を行い、教育施策に反 映させます。

④有識者による事務事業の点検・評価



地方教育行政の組織及び運営に関する法律法令2に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価等を行い、教育施策の充実・改善を図ります。

⑤市と教育委員会の連携強化





総合教育会議¹⁹において、市長と教育委員会が重要な教育課題について定期 的に協議・調整を行い、両者の連携により充実した教育行政を推進します。



写真1 総合教育会議の様子

¹⁸ 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市の附属機関として設置した審議会のこと。教育政策に関する基本的な考え方及び重点的な教育活動に関すること等について、調査及び審議する。

¹⁹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき設置する市長及び 教育委員会で組織する会議のこと。

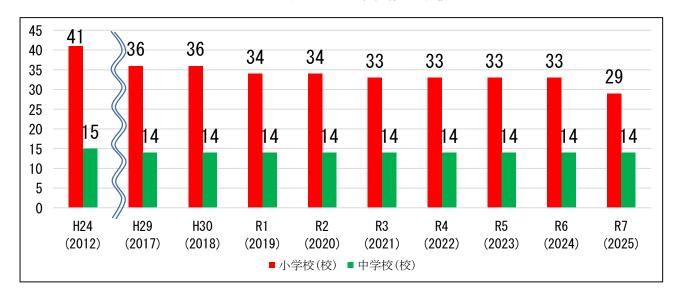
(2)教育環境の構築



①地域の願いや社会変化に応じた教育環境の整備

これまで再編した学校はもとより、市内の小・中学校がそれぞれの地域の願いを踏まえた特色ある学校づくりができるよう支援していきます。

また、小・中学校における9年間を見通した連続性や系統性のある教育活動を実践する小中一貫教育を推進していきます。さらに、小中一貫教育を効果的に推進するため、小中一貫型小学校・中学校²⁰や義務教育学校²¹の設置について検討を進めていきます。



図表 10 学校数の推移

*出典:学校基本調査:毎年5月1日現在

※令和7年度(2025)平田地域(国富、西田、鰐淵及び北浜小学校)4校が旅伏小学校に統合 佐田地域(窪田・須佐小学校)2校が須佐小学校に統合 (若松分校(小・中)は本校に含む。)

②市立幼稚園の今後のあり方の検討

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。集団 生活の中で、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人として 生きていくための基礎を培うことが、幼稚園の重要な役割の一つです。

しかしながら、幼稚園の園児数は、少子化の進行や世帯の就労状況の変化による保育需要の増加などにより、減少の一途をたどっていることから、一定規模を確保したうえで、子どもたちに「質の高い幼児教育」を提供し、効果的な

²⁰ 小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す小中一貫教育のうち、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態のこと。

^{21 9}年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類。一人の校長のもとで一つの教職員集団が 一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態のこと。

集団教育・保育を実践するため、令和5年(2023)7月に出雲市教育政策審議会に「今後の市立幼稚園のあり方」について諮問し、令和6年(2024)7月に答申がありました。

本市においては、この答申内容を十分尊重し、それぞれの地域の実情等を踏まえ、関係地域・団体等の意見を広く聴取したうえで、平成24年度(2012)に策定した「出雲市立幼稚園の閉園に関する方針²²」の見直しも含めて、「市立幼稚園のあり方について」の方向性を示したところです。

今後、この方向性に沿い地域の理解を十分に得ながら、すべての子どもの健 やかな成長を支える最善の教育環境となるよう努めます。

(3)地域における教育力の向上

①地域学校協働活動23の充実





本市では令和2年度(2020)から、子どもたちの活動フィールドすべてにおいて関わる大人が、子どもの育ちについて共通の思いやビジョンをもち、地域総がかりで子どもの育ちを支援することをねらい、中学校区(ブロック協議会)に地域学校協働活動推進員を配置し、家庭・地域・学校が連携・協働した、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを行っていきます。

地域の教育資源(ひと・もの・こと)や地域住民の子どもの育ちに対する思いを生かした教育課程を編成していきます。加えて、子どもの地域活動への参加を促進し、そこで得ることのできる子どもの学びを学校教育と結び付け、子どもたちの「生きる力」を伸ばします。これらを通じ子どもの育ちを核とした地域づくりを推進します。

²² 幼児教育の充実を目指す観点から、幼稚園における"より望ましい幼児教育環境"は、学級数を基準として判断することが適当との考えに基づいた幼稚園の閉園方針のこと。なお、対象となる幼稚園の閉園にあたっては、関係地元と協議し、了解が得られた場合、その翌年度からの園児募集を停止し、在園児すべてが卒園した段階で閉園を実施することとしている。

²³ 家庭・地域・学校が連携・協働することによって地域全体で子どもたちの学びや育ちを支える 様々な活動のこと。

②家庭教育支援(親学プログラム24)の推進





参加型学習「親学プログラム」を活用し、 PTAや子育で支援センターなどと協働しながら、子育で中の保護者等を対象とした 学習機会の充実を図ります。また、地域で 家庭教育支援などにかかわる人材の育成を 推進し、コミュニティセンターや青少年育 成協議会などと連携しながら地域における 教育力の向上を目指します。



写真 2 親学プログラムの様子



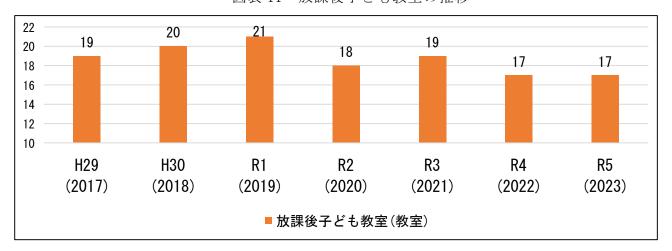


③放課後子ども教室の推進

地域学校協働活動の一環として、すべての子どもが放課後等を<u>安全・安心</u>に 過ごし、多様な体験や活動の実践を通して、心豊かで健やかに育つことを目指 します。

小・中学校と連携し、多様な地域人材等の参画を得ながら、小・中学校では 難しい体験活動や学習、交流などを実施します。

地域の特徴を活かした事業を展開することを通じ、子どもの育ちを地域で支える環境づくりを推進します。



図表 11 放課後子ども教室の推移

*出典:教育政策課調べ 毎年度合計数

²⁴ 参加者同士が交流し、ともに活動することを通して、親(保護者)としての役割や大人としての子どもとの関り方について気づきを促す参加型学習プログラムのこと。

(4) 危機管理力の向上

①学校等における危機管理体制の確立







学校及びその他の教育施設において、教職員の危機管理意識を高め、<u>危機管理マニュアル²⁵の充実、訓練等の実施により、自然災害や感染症、事故、不審者など、あらゆる危機の未然防止や学校の対応能力の向上に努めるとともに、子どもの健康等の情報を全教職員で確認し、事故や体調の急変が発生した場合に適切な対応ができるよう危機管理体制の充実を図ります。</u>

②子どもへの安全対策の充実





児童生徒の安全確保について、小・中学校における安全教育を推進するとともに保護者・地域・関係機関等と連携した取組を進めます。また、学校及び保育所等の要請に基づき、出雲市子ども安全センター²⁶が防犯教室や不審者対応訓練等を実施します。

小・中学校の保護者・教職員を対象としているネットトラブル研修会については、幼少期からの注意喚起の必要性から、幼稚園・保育所等の保護者へも拡大するとともに、児童生徒への情報モラル教育や保護者への啓発活動を推進し、警察等との連携を図りながら児童生徒の犯罪被害防止に取り組みます。

また、出雲市通学路交通安全プログラム²⁷に基づき、小・中学校や地域から報告される通学路における危険箇所の毎年の合同点検の実施や出雲市通学路安全推進会議²⁸を行い、道路管理者、学校関係者、地域、警察等との連携を強化し、通学路の安全対策に取り組みます。

²⁵ 学校保健安全法の規定により、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を学校が定めた対処要領のこと。

²⁶ 出雲市における子どもの安全対策等を推進するために、平成17年(2005)に出雲市・出雲市教育委員会・出雲警察署の三者による「覚書」を締結し設置された施設のこと。

²⁷ 出雲市内の小・中学校の通学路の交通安全を確保するために基本方針等を示したプログラムの こと。

²⁸ 出雲市内の小・中学校の通学路の交通安全を確保するためにつくられた推進体制のこと。

(5) 教職員等の負担軽減

①学校事務の改善



学校事務改善委員会²⁹を定期的に開催することにより、学校や教育委員会における学校事務の課題を共有し、改善に向け学校事務支援グループ³⁰と連携を図り、引き続き小・中学校の教育推進体制を改善します。

②校務支援システム31の効果的活用



学校現場の多忙感軽減と教育力向上に向け導入している校務支援システムを有効に活用し、学校事務の定型的かつ画一的な事務の効率化を進めていきます。

また、校務支援システムが学校現場のニーズに合うよう、学校現場の意見を聞きながら適宜改修を行うとともに、操作研修等運用支援の充実を図ります。 校務支援システムの運用に当たっては、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」や「出雲市立小中学校情報セキュリティ基準³²」により、小・中学校における情報セキュリティを確立していきます。

このほか、Web研修の活用や会議をオンラインによって行うなど、教職員が子どもと向き合う時間の確保・向き合い方の質の向上を図るため、教職員の働き方改革を進めます。

③ 部活動指導員33等の配置及び地域移行に向けた検討





教職員の負担軽減と部活動の指導体制の充実を図るために、中学校に配置する部活動指導員及び<u>部活動地域指導者</u>34の増員を図ります。

また、休日の部活動の地域移行に向けた検討を行います。

²⁹ 教育委員会の学校事務支援に係る業務及び事務支援グループの業務並びに学校における事務等の実施状況を検証するために、校長、教頭、教務主任の代表及び統括事務支援グループ長並びにグループ長で構成する委員会のこと。

³⁰ 学校の管理運営に係る業務を組織的かつ集中的に処理し、学校管理運営の適正化・効率化を図るため、学校事務職員が共同して事務を行う組織のこと。

³¹ 学校の定型的な事務を電算化し、校務事務の軽減を図るシステムのこと。

³² 組織として一貫したセキュリティ対策を行うために、組織のセキュリティ方針と対策の基準を 示したもののこと。

³³ 中学校の教員に代わって部活動の顧問として単独指導が可能な者のこと。

³⁴ 中学校教員が行う部活指導を補助する者のこと。



④多忙化解消プランによる取組

業務改善、意識改革、部活動の見直しの3つを柱とした「教職員多忙化解消プラン」に基づき、年間時間外勤務360時間以内という目標達成に向けた取組を実施していきます。

「出雲市教職員多忙化解消プラン」の概要

子どもたちと充実した毎日を過ごすために ~ワーク・ライフ・バランスの実現~

目標を実現するための取組の柱

取組の柱1 業務改善

取組の柱2 意識改革

取組の柱3 部活動の見直し

目標 1 勤務時間外の在校時間の削減

月45時間、年間360時間以内

目標2

1人あたりの平均勤務時間外の在校時間 30時間以下/月 の職員割合

令和3年度 40%を次のとおりとする。

令和4年度:45% 令和5年度:50% 令和6年度:55%

令和7年度:60% 令和8年度:65%

2.「生きる力」の育成

「生きる力」とは、予測困難なこれからの時代に、子どもたちが自ら課題を 見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切 り拓いていく力といえます。

「生きる力」を育むために、学校及び保育所等、家庭、地域が連携・協働した教育に取り組み、子どもたちの個性や適性を大切にして、その可能性を伸ばしていきます。

(1)確かな学力の定着と向上

4 質の高い教育を みんなに



①ふるさと教育・キャリア教育の充実

学校において、地域で活躍する人々からその生き方を学んだり、自然・歴史・文化等を通して出雲の素晴らしさを学んだりできる学習が効果的に実施されるよう支援を行い、出雲をふるさととして誇りと愛着を持ち、夢や目標を自らの力で実現しようとする子どもを育成します。

出雲市キャリア教育全体計画・系統表(資料参照)を基に、就学前から義務教育修了後まで、系統性のあるふるさと教育・キャリア教育を展開します。学校と地域で目指す子どもの姿を共有しながら、「人間関係形成・社会形成能力」や「キャリアプランニング能力」など、これからの社会をたくましく生きぬく力を育みます。

また、地域の企業や団体と連携して取り組む学習等を通して、出雲で働くことの意義や素晴らしさを学ぶとともに、望ましい勤労観と職業観の育成を図ります。

なお、ふるさと教育・キャリア教育及びすべての教科学習の中で主権者として必要な力を育む教育を推進します。 _______

②教員の授業力の向上

児童生徒の学力を支えるには、「質の高い授業への改善」は不可欠な要素であり、その改善を目的に授業力向上のための指導者を各学校に派遣し、授業や 学力向上策に対する指導助言を行います。

また、新学習指導要領の柱として示されている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくり・授業改善のために、市として重点的に取り組んでいる「めあてと振り返りを意識した授業スタンダード35」の確実な実施や授業

³⁵ 学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のために、学習の目標(めあて等)と振り返りを意識した「わかる授業」への転換を図る全教科共通の授業づくりの考え方のこと。

改善等をテーマとした学力向上研修講座の開催、各校における授業づくり・授業改善に資する啓発資料の作成・発行等を実施していきます。

さらに、ICTも活用しながら、誰一人取り残すことのない個別最適な学習と、多様な考えや発想を最大限に生かす協働的な学習の充実を図ります。

③学習習慣の定着化



児童生徒が家庭で取り組む学習等、自学・自習の習慣は学力を支える大切な要素です。こうした習慣が身につくように、地域の方の参画を得て、通学する小・中学校での放課後等を活用した学習活動を支援し、児童生徒の学習習慣の定着を図ります。(放課後学習等支援事業)

さらに、学力育成と相関関係のある学習習慣・生活習慣について、保護者等 を対象に講演会を行うなど、家庭及び地域への働きかけを強化します。

④グローバル人材育成の推進







広い視野を持ち、多様な考えや価値を認め尊重したり、多様な人と協働しながら目標に向かって挑戦しようとするグローバル人材の育成が求められる中で、国際的な視野に立って物事を考え、行動する力を育てるため、コミュニケーション能力や表現力などの向上を図ります。そのため、小・中学校の外国語の授業に英語指導助手36や外国語指導助手37を派遣します。

また、総合的な学習の時間等に外国語指導助手を派遣し異文化を理解させるとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力の育成を図ります。

⑤学校図書館活用教育の推進

学校図書館を活用した学習を推進し、児童生徒の読解力・思考力・表現力等を培い、読書を通して豊かな心を育むために、学校司書(学びのサポーター、読書へルパー)の活用と図書の充実を図ります。学校司書(学びのサポーター)については、全小学校に配置し、各学校での読書活動の推進と各教科等で効果的に学校図書館を活用するための支援を行います。合わせて、中学校への配置について検討します。

また、市の学校図書館支援センター(出雲中央図書館内)と連携しながら、

³⁶ 主に小学校の外国語活動で担任を補助し、発音、会話等の指導を行うために配置されている助 手のこと。

³⁷ 主に中学校で外国語科教員を補助し、発音、会話等の指導を行うために配置されている外国人助手のこと。

図書の適正管理や学校司書を対象とした研修を実施して資質の向上を図るとともに、図書管理システムの更新など、学校図書館の環境の充実を目指します。

⑥ I C T 活用教育の推進



児童生徒1人1台のタブレットパソコンや大型モニターなどを多様な学びに活用するとともに、学習支援ソフトの充実や通信環境の一層の改善など、引き続きICT教育の環境整備を図ります。

なお、1人1台タブレットパソコンの更新については、島根県と連携しながら計画的に進めていきます。

また、学習活動の一層の充実と「主体的・対話的で深い学び」の視点からの 授業改善を推進するため、機器の効果的な活用や、思考力・判断力・表現力等 の育成、情報活用能力の育成を図るための教職員への研修を実施します。

このほか、タブレットパソコンを活用し、学校と家庭や病院をつなぐことで、 学校に来づらい児童生徒や入院している児童生徒と学校とがつながることで、 誰一人取り残さない教育の実現を目指します。

以上のような取組を行うことにより、 いずもGIGAスクールプランを確実に 推進していきます。

なお、自他の人権や権利を尊重すること、情報を正しく安全に利用すること、情報化社会の中での行動に責任をもつこと等を内容とした情報モラル教育を指導計画に位置付け、計画的・系統的に取り組みます。



写真3 タブレットパソコンと大型モニター を使用した授業の様子(みなみ小学校)

⑦保幼小中連携の推進



本市においては、令和6年(2024)に「第3期出雲市保幼小連携推進計画³⁸」を策定し、幼稚園・保育所等の小学校教育を見据えた5歳児の「アプローチカリキュラム」、幼稚園・保育所等からの滑らかな接続を意識した小学校1年生の「スタートカリキュラム」を作成・実践する取組を推進し、保幼小の連携と接続を図っています。

³⁸ 保幼小連携を推進する様々な取組を示した計画のこと。現在は、令和6年(2024)に策定した第3期計画を推進している。

幼児期の教育と小学校教育の接続及び小学校教育と中学校教育の接続を円滑に行うため、計画的に連携事業を支援します。

保幼小連携では、市内一斉の<u>保幼小交流の日³⁹</u>の開催や連携推進の啓発リーフレットの作成、保・幼・小教職員等の合同研修の実施等を行います。

また、幼児から中学生までが同じ期間に生活習慣チェックを行うなどの校種間の「縦の連携」や、同じ中学校に進学する小学校同士が合同で活動する「横の連携」の充実も図り、保・幼・小・中の子どもと保護者が感じる就学不安や環境変化への戸惑いを軽減できるよう、より密接な連携を図ります。

小中連携では、各中学校区における連携事業や教職員研修の推進を図ります。

(2) 幼児期の教育の充実

①教職員の指導力向上





幼稚園・保育所等では、生涯にわたる人格形成の基礎を培う「質の高い幼児期の教育」を提供することが重要です。教職員の指導力向上のため、幼稚園・保育所等合同研修会や、職種・経験年数に応じた研修会を開催するなど、各種研修の充実を図ります。

また、市に<u>幼児教育指導員40</u>を配置し、園内研修等への巡回訪問を実施し、 指導・助言を行うことで、教職員の指導力の向上を図ります。

②幼稚園における子育て支援の推進



令和5年度(2023)からすべての幼稚園で実施している在園児を対象とする<u></u> 時預かり事業41を継続し、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

加えて、幼稚園は、幼児期の教育に関する相談に応じたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育センターとしての 役割を果たすよう努めます。

また、O歳6か月から満3歳未満の未就園児が、月一定期間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に幼稚園・保育所等に通園できる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」について、関係機関と協議し、幼稚園における実施の可能性を検討します。

³⁹ 就学予定児及びその保護者が就学への不安を解消するために、入学予定校で在校生と交流する 日のこと。

⁴⁰ 幼児教育に精通し、幼稚園・保育所等の教職員に対し、幼児教育全般の指導、助言、相談、研修などを行う者のこと。

⁴¹ 就労や用事などのため子どもを預ける必要が生じた保護者を支援するため、通常の教育時間外や夏休みなどの長期休業期間中に、幼稚園で在園児の保育を行う事業のこと。子ども・子育て支援新制度において、子ども・子育てに係るサービス事業の一つとして位置づけられている。

このほか、<u>年中児発達相談事業42</u>により、子どもの成長・発達の様子や、保護者の様々な育児不安等を把握し、早期から子どもや保護者に必要な支援を行います。さらにこの事業により、在籍園と小学校の情報連携を図り、幼児の円滑な就学につなげます。

③小学校教育を見据えた幼児期の教育の充実



幼児期は、幼児が自発的・主体的に人やものと関わりながら、遊びを通して必要な能力や態度などを獲得していく時期であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期とされています。遊びを通して育まれた幼児の資質・能力は、その後の小学校以降の生活や学習においての基盤となります。

本市においては、小学校入学後に子ども一人一人が力を発揮できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10 の姿)43」を念頭に置きながら、「第3期出雲市保幼小連携推進基本計画」にある小学校教育を見据えた5歳児の「アプローチカリキュラム」を作成・実践し、遊びを通して子どもたちの学びの芽を培い、小学校以降の生活や学習の基礎となる資質・能力の育成を図ります。

(3)豊かな心の育成





他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する 心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観などの豊かな心を育成する ために、次のことに重点的に取り組みます。

①道徳教育の充実









道徳的な価値の理解や判断力、生き方についての深い思考、実践意欲などの 道徳性を養う「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」という。)の充実を図ると ともに、学校の教育活動全体で道徳教育に取り組むことにより、豊かな心の育 成に努めます。なかでも、道徳科において、生命(いのち)を題材とした教材 を取り扱うことにより、自他の生命を尊重しようとする態度を育成します。

⁴² 年中児(年度中に5歳となる幼児)の保護者を対象とするアンケートを活力を大幅する相談事業のこと。子どもの育ちを切れ目なく支えるとともに、円滑な就学につなげるために、幼稚園・保育所等、小学校、市及び教育委員会が共同で事業実施する。

⁴³ 幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、育みたい資質・能力が育まれている 幼児の具体的な姿で、特に5歳児後半に見られるようになる姿。「健康な心と体」、「自立 心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、 「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による 伝え合い」、「豊かな感性と表現」

②体験活動の充実



豊かな心を育成するために、総合的な学習の時間をはじめとした各教科等における体験活動の充実を図ります。なかでも、地域人材等の多様な人との関わりや自然の中での体験活動を通じて、豊かな心を育むことに努めます。

また、中学校区ごとの小中連携の取組においても、学校と地域との連携を通した体験活動の充実を図ります。

(4) 差別解消に向けた教育の推進









①教職員の人権意識の高揚と指導力の向上

同和教育は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての人々の人権が尊重される民主的な社会の実現を目指して取り組む教育活動であり、「同和教育の成果を生かした人権教育」の取組を推進するために、同和教育啓発指導員が幼稚園・保育所等及び小・中学校を訪問し、人権に配慮した保育・教育活動や、同和教育に関する教職員研修、同和問題学習の内容等に関する指導を行います。

また、各種研修会や指導資料の充実に努め、教職員の人権意識と指導力の向上を図ります。

幼稚園・保育所等及び小・中学校においては、管理職のリーダーシップのもと、推進体制を確立するとともに、教職員研修の充実を図ります。

②同和問題学習及び人権学習の充実









同和問題はまだ解決していないという認識に立ち、児童生徒が部落差別に対する認識を深め、差別をなくしていこうとする意欲と実践力を身につけるための学習を進めます。

また、女性、高齢者、障がいのある人、外国人、患者及び感染者、<u>LGBTQ</u>

等の人権課題について正しい理解を深め、自分の人権とともに他の人の人権を守るための実践行動につながる人権意識を培うための学習を進めます。

とくに、同和問題学習や様々な人権課題に関する学習については、計画的・ 系統的に実施します。

[「]Lesbian」(レズビアン)、「Gay」(ゲイ)、「Bisexual」(バイセクシャル)、「Transgender」 (トランスジェンダー)、「Queer」(クイア)又は「Questioning」(クエスチョニング)の頭文字をとった略語で「性的少数者」のこと。LGBTQ等、性的少数者とされる児童生徒については、学校生活を送るうえで、特有の支援が必要な場合があることから、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められている。

(5) 健康・体つくりの推進

①基本的な生活習慣の確立





基本的生活習慣の確立に向け、幼児期においては、様々な教育・保育活動の中で、食事、衣服の着脱、片付けなどの生活習慣に関わる活動を、自身の意識や必要感、あるいは興味や関心に結び付け、生活の自然な流れとして身につくよう指導を行います。

小・中学校においては、年間指導計画に生活習慣に関する学習を位置付け、 発達段階に応じて計画的・系統的な指導を行います。

また、生活習慣は、家庭において、身に着けさせていくことが大切であるため、各種調査結果等のデータを活用し、保護者の理解を深め、家庭でのルール作りや取組を促します。

さらに、保幼小連携、小中連携における基本的生活習慣の確立に係る事例を 収集し情報発信を行うことにより、園、所、学校、家庭、地域が一体となって 取り組もうとする意識を高めます。

②健康と体力の増進

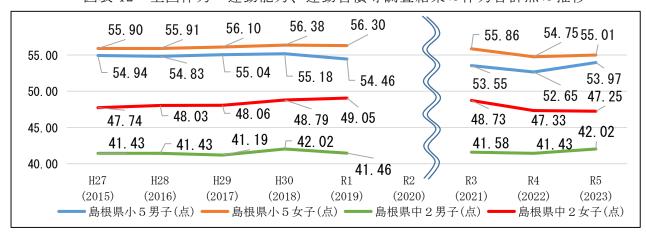




幼児期においては、健康な心と体を育むため、幼児が遊びや生活の中で、興味や関心、能力に応じた全身を使った活動をすることにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にする気持ちが育つよう、環境や機会の提供に努めます。

また、小・中学校においては、体育的活動の推進、国、県と連携した体力テストの実施や、それに基づく体力向上推進計画の策定等により、各学校でバランスのとれた体つくりを進めていきます。

図表 12 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の体力合計点の推移



*全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(島根県)(R2:コロナウイルス感染症の影響により中止)

③食育の推進





子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。

食育は家庭が中心となって担うものですが、学校においても栄養教諭が中心となって食育推進体制を確立し、学校・家庭・地域が連携して、次代を担う子どもたちの食環境の改善に努めることが重要になっています。

幼児期においては、幼児が様々な食べ物への興味や関心をもったり、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つよう、食育を進めます。

また、小・中学校における食に関する指導にあたっては、給食の時間を中心としながら、体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)、道徳科及び総合的な学習の時間での指導などを相互に関連させながら学校教育活動全体として効果的に取り組みます。

(6) 科学館における教育活動の推進

①学校理科学習の推進



科学館において、学校ではできない高度な装置、機器を使った創造的な体験・実験学習を行い、児童生徒の理科や科学への興味・関心を高めることで、

自主的・主体的に学ぶ姿勢を育むとともに、問題解決能力の向上を図ります。学習内容については、科学館での学習がより効果の高いものとなるよう理科学習内容検討委員会45において検討し、一層充実を図っていきます。

また、教員の理科の授業力向上を 図るため、実践的な指導方法につい ての教員研修を行います。



写真 4 出雲科学館での理科学習の様子

⁴⁵ 出雲科学館において実施する理科学習の内容について検討するため設置している委員会のこと。委員は、出雲市教育研究会理科部会の構成員等により構成している。

800 759 723 717 739 744 20,000 682 592 700 18,000 20, 580 20, 377 20, 436 16,000 19, 399 19, 237 19, 283 600 14,000 16, 377 12,000 500 R5 H29 H30 R1 R2 R3 R4 (2017)(2021)(2022)(2023)(2018)(2019)(2020)

参加学級数(学級)

図表 13 学校理科学習参加人数・参加学級数の推移

*出雲科学館調べ(参加人数(人)・参加学級数(学級)いずれも延べ数)

■参加人数(人) —

②科学への興味関心を高める生涯学習の推進



子どもから大人まで幅広い市民を対象として、各種の実験・ものづくり教室を開催します。また、近年関心や話題性の高いテーマでの企画展、講演会等を開催します。これらを通して新たな発見や感動を共有していくことで、科学技術に関する興味や関心を高めて知識や技術の向上を促し、本市の人材育成に努めます。



写真 5 出雲科学館特別講演会の様子 (令和元年(2019)7月)

170, 207 164, 637 170,000 100,000 157, 560 150,000 80.000 58, 310 130,000 60,000 89.403 58. 335 61,804 110,000 40,000 98, 778 92, 442 85, 428 31, 303 90,000 20,000 16,805 12, 863 70,000 0 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 (2017)(2018)(2019)(2020)(2021)(2022)(2023)■延べ来館者数(人) 延べ教室等参加者数(人)

図表 14 来館者数・教室等参加者数の推移

*出雲科学館調べ(来館者数(人)・教室等参加者数(人)いずれも延べ数)

3. 困難を抱える子どもの支援

幼児・児童生徒の支援の多様化に対応するため、児童相談所や医療機関等と 連携し、継続して切れ目のない支援を行うことで、一人一人を大切にする特別 支援教育の充実を図ります。

また、障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる<u>インクルーシブ教</u>育⁴⁶に引き続き取り組みます。

不登校⁴⁷・いじめ⁴⁸・問題行動等、生徒指導上の問題の解決も、小・中学校の 喫緊の課題となっており、未然防止はもとより、早期に発見し組織的に対応す るとともに、児童相談所・医療機関等と連携した支援体制の充実・強化を図り ます。

加えて、年々増加している日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援 にも努めます。

(1)特別支援教育の充実

①就学相談の充実



特別な支援が必要な児童生徒やその保護者への支援を一層推進するため、特別支援教育指導員49や心理相談員50を配置して、就学相談や教育相談の充実を図ります。

また、幼児期においても、特別な支援が必要な幼児の把握に努めるとともに、 幼児期における支援方策や小学校への接続など、保護者支援を含め、関係機関 との連携を取りながら実施します。

さらに、保護者や関係機関と連携し、長期的な見通しをもった個別の教育支援計画「出雲市子ども支援ファイル」を作成し、一人一人の個性に応じた一貫した支援が行えるよう、就学先や進学先へ繋ぎます。

⁴⁶ 障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。障害者基本法に規定されており、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

⁴⁷ 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が年間30日以上登校しないあるいはしたくともできない状況のこと。(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)

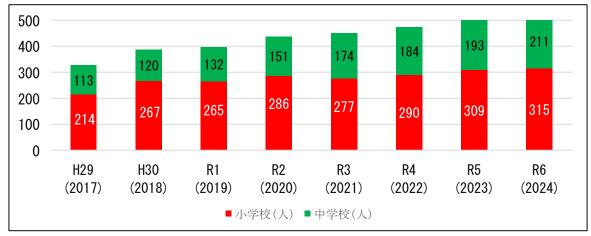
⁴⁸ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する小・中学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもののこと。

⁴⁹ 学校の特別支援教育に関する指導助言や就学相談を行う者のこと。

⁵⁰ 臨床心理士(公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格)の資格を有し、児童 生徒、保護者のカウンセリングや児童生徒の見立てを行う者のこと。

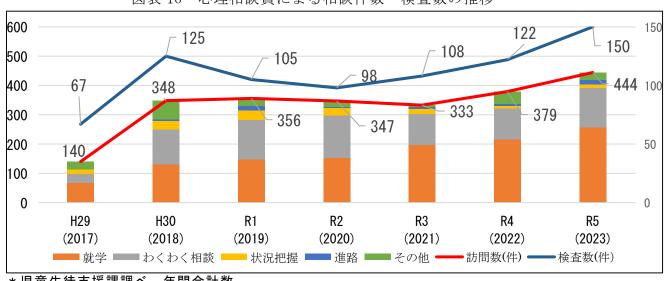
日本語指導が必要な帰国外国籍児童に対して母国語でのリーフレット等を 活用し、本市における特別支援教育について保護者の理解が深まるよう努めま

また、就学に関する発達検査について、より正確な見立てが行えるよう、最 適な検査方法を取り入れるよう努めます。



図表 15 特別支援学級の在籍児童生徒数の推移

学校基本調査 毎年5月1日現在 *出典



図表 16 心理相談員による相談件数・検査数の推移

*児童生徒支援課調べ 年間合計数

平成30年度(2018)から心理相談員1人を増員

②小・中学校における特別支援教育の推進



校長が指名する特別支援教育コーディネーター⁵¹を中心として、小・中学校における特別支援教育の充実を目指します。

また、教育委員会が設置している特別支援教育推進委員会⁵²委員による巡回相談のほか、県の相談機関として特別支援学校による巡回相談、教育事務所特別支援教育支援専任教員による相談等、学校の相談内容に応じて適切な相談 先につながるよう各相談機関の特徴について周知を行います。

小・中学校がどの医療機関に相談したらよいかわからないケースに対しては、医療、心理、教育委員会で構成する<u>発達アセスメント会議</u>53での検討を行い適切な相談先につなぎます。

ひらがな読み早期改善支援事業によって、小学校1年生のひらがな読みの 定着状況の確認と指導を重点的に行い、読みの定着を図るとともに、読みの 困難さのある児童には実態に応じた指導や支援を行います。

③通級指導の充実



通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、必要に応じて通級指導教室54で障がいに応じた特別の指導を行います。この指導を円滑に行うため、通級指導教室指導員55を配置し、入級に伴う状況を把握し、指導内容について助言を行います。

また、担当教員の複数配置の継続と増員を県へ要望するとともに、<u>通級指導</u> <u>ヘルパー⁵⁶</u>の配置を行い、通級指導の充実・強化を図ります。

⁵¹ 特別な支援が必要な児童生徒への適切な支援のために、関係機関等と連絡・調整し、協同的に 対応するための役割を担う教員のこと。

⁵² 小・中学校の通常の学級に在籍し特別な支援が必要な児童生徒へ、より適切な支援を行うため に、学校の支援体制等への指導助言を行う教育委員会の附属機関のこと。

⁵³ 発達に課題のある児童生徒が、医療受診や関係機関との連携の必要性の有無等実態にあった支援を受けることができるよう審議する会議のこと。

⁵⁴ 通常の学級に在籍する、障がいのある児童生徒に対して、障がいに応じた特別な指導を行うための教室のこと。今市小、神戸川小、神西小、平田小、大社小、中部小、第三中、浜山中、平田中、湖陵中及び斐川西中に設置。指導の教育形態は、次の3種類ある。

自校通級・・・通級指導教室が設置してある学校の児童生徒が通級による指導を受ける場合

他校通級・・・児童生徒が在籍する学校から通級指導教室が設置してある学校に通級して指導 を受ける場合

巡回指導・・・児童生徒が在籍する学校へ通級指導教室の担当教員が出向いて指導を受ける場合

⁵⁵ 通級指導教室の状況把握のための学校訪問や、入級に伴う状況把握と、児童生徒の在籍校と通 級指導教室設置校との連絡・調整を行う者のこと。

⁵⁶ 通級指導教室の実態に応じ、通級指導教室担当教員とともに、指導を行う者のこと。

300 80 105 105 86 91 98 250 73 87 200 150 226 217 213 206 209 207 100 199 191 50 0 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 (2018)(2019)(2020)(2021)(2022)(2023)(2024)(2017)■小学校(人) ■中学校(人)

図表 17 通級指導を受ける児童生徒数の推移

*児童生徒支援課調べ 毎年第3回教育支援委員会時

④ 障がい者理解教育の推進







教育委員会は、障害<u>を理由とする差別の解消の推進に関する法律は令3</u>(通称:障害者差別解消法)に定める「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」に学校が取り組むよう研修の充実を図ります。

また、小・中学校においては、道徳科の時間を中心に学校教育全体で障がいの有無に関わらず、お互いを理解し尊重し合いながら学校生活を送ることができるようにする「障がい者理解教育」を推進します。

⑤スクールヘルパーによる個に応じた支援の充実



肢体不自由や自閉症など日常的に介助を必要とする児童生徒について特別 支援介助者57を配置し、きめ細かな支援を行います。また、発達障がいを含む 障がいのある児童生徒や、学校に登校しても教室に入りにくかったり、集団に なじみにくかったりするなどの特別な支援を必要とする児童生徒について支援 を行う特別支援教育補助者58を配置し、個に応じた支援の充実に努めます。

さらに、児童生徒の支援の強化を図るため、必要に応じて増員について検討 します。

⁵⁷ 肢体不自由や自閉症など日常的に介助を必要とする児童生徒の支援を行う者のこと。

⁵⁸ 学習上や生活上に困難を抱えている児童生徒へ支援を行う者のこと。

⑥幼稚園等における特別支援教育の充実

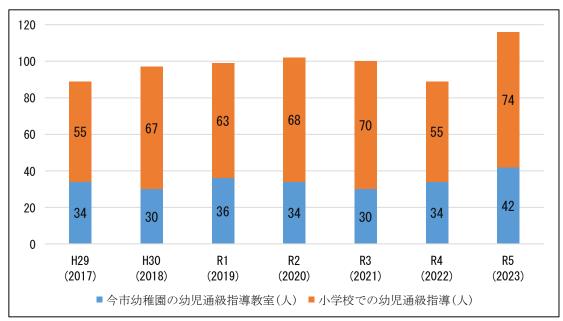


全幼稚園においてインクルーシブ教育を推進するため、必要に応じ、特別支援補助教諭59や補助員、幼稚園ヘルパー60等の配置を行い、積極的に特別な支援を要する子どもを受け入れることで、全ての園児が共に学び育つ教育環境の整備に努めます。

特に、今市幼稚園を特別支援拠点園、中央幼稚園をインクルーシブ教育推進園とし、特別な支援を要する園児の一時預かり事業を実施するほか、今市幼稚園には、専門的な知識を有する特別支援巡回訪問スタッフを配置し、全幼稚園への巡回訪問等を通じて、特別支援教育に関する指導・助言を行い、特別支援教育の充実を図ります。

また、今市幼稚園に<u>幼児通級指導教室⁶¹</u>を設置し、専任の幼稚園教諭を配置するとともに、小学校の通級指導教室に<u>幼児通級指導員⁶²</u>を配置し、発達を促す個別の指導や相談を行います。

今後、特別支援拠点園やインクルーシブ教育推進園、通級指導について、保護者ニーズ等を考慮しながら拡充についても検討します。



図表 18 幼児通級指導教室及び小学校通級指導教室に通う幼児数の推移

^{*}保育幼稚園課調べ 人数はその年度の最大数

⁵⁹ 特別な支援が必要な園児に対し、きめ細かな保育・教育を行うため、支援の必要度に応じて配置する補助教諭のこと。

⁶⁰ 特別な支援が必要な園児に対し、きめ細かな保育・教育を行うため、支援の必要度に応じて配置する補助員のこと。

⁶¹ 今市幼稚園に設置している幼児のための通級指導教室のこと。言葉や聞こえ、情緒等に課題のある就学前の幼児に対し、発達を促す個別の指導や相談を行っている。

⁶² 小学校の通級指導教室で、幼児のための通級指導を行う者のこと。神西、平田、大社及び中部 小学校の通級指導教室に配置している。

(7)早期からの幼児への発達支援



早期からの教育相談及び支援を行うため、<u>幼児早期支援相談員⁶³を配置し、</u>幼稚園・保育所等への巡回訪問等を通して、教職員等への指導・助言を行います。

発達障がいなど支援が必要な子どもたちやその保護者の相談・支援を行うため、保健、福祉、医療、教育等の連携・協力体制を強化し、乳幼児期からの一貫した発達支援を行います。

(2) 不登校対策の充実

不登校対策については、独自の施策を積極的に進めてきましたが、本市における不登校児童生徒数は、増加を続けています。そうした状況の中、新たに「出雲市不登校対策指針⁶⁴」を令和6年(2024)2月に策定しました。この指針の中で「不登校の未然防止に努めるとともに、不登校になったとしても、学校だけではなく多様な学びの場を確保し、個々の学びを保障する。」という基本的な考え方を示しました。

この考え方に基づき、学校・保護者・地域の理解や連携のもと、次のように不登校対策に取り組んでいきます。 4 5000 16 700 16 700 16 700 16 700 16 700 16 700 16 700 16 700 16 700 16 700 16 700 16 700 16 700 16 700 16 700 16 700 16 70 16 700 16 70 1

①小・中学校での支援体制の充実

小・中学校では、誰にでも相談できる体制づくりや定期的な教育相談、児童生徒及び保護者対象のアンケート調査の実施により、悩みのある児童生徒を早期に発見し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー⁶⁵と連携した対応を行い、不登校の未然防止に取り組みます。

校内の教員から<u>不登校対策コーディネーター⁶⁶</u>を指名し、関係機関との連携 や特別支援コーディネーターを交えた校内支援会議の開催など組織的な不登 校対策に取り組みます。

必要な小・中学校に不登校相談員を配置し、教員と連携しながら校内教育支援センター「ほっとルーム」や相談室等の別室での学習指導や教育相談及び家

⁶³ 特別な支援を要する幼児に対し、早期からの支援を行うための専門知識を有する者のこと。関係機関との連携や専門機関への接続、巡回訪問による情報収集、就学期における個別支援、保護者カウンセリング等を行っている。

⁶⁴ 不登校対策について、「不登校の未然防止」「不登校傾向児童生徒への支援」「不登校児童生徒への支援」「ひきこもり傾向の児童生徒への支援」「保護者への支援」の5つの柱で各種施策を組み立て、具体的に示した方針。

⁶⁵ 社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境への働きかけを行 う専門家のこと。

⁶⁶ 関係機関と連絡・調整を図りながら、学校の不登校対策の中心的役割を担う教員のこと。

庭訪問による支援を行います。

ICTを活用した支援を拡充し、多様な学びの場の確保に努めます。

②教育支援センター67での支援体制の充実





3つの地域に教育支援センターを設置し、社会的自立や学校復帰に向けた支援を行います。

教育支援センターでは、通所するそれぞれの児童生徒の学習指導や体育的活動、体験活動等のプログラムを組み、学習やコミュニケーションに関する困り感の改善と自己肯定感を高める活動を行います。

また、定期的に児童生徒と在籍校の教員との面談の場を設けたり、教育支援 センターでの学習や生活の状況について学校や保護者と情報共有したりするこ とで、学校復帰や進路指導が円滑に行えるようにします。

③教育委員会での支援体制の充実





不登校対策指導員68を配置し、家庭に閉じこもりがちな児童生徒との関係づくりのために、家庭訪問を行う中で興味ある活動を一緒に行うことから始め、徐々に家庭外での活動や小集団での活動を取り入れていきます。また、学校や、保護者と連携し、支援方法について共有理解を得ながら、学校復帰や教育支援センターへとつなぎます。

<u>児童生徒支援調整員69</u>を配置し、児童生徒及び保護者と直接の面談を通して、 教育支援センターへの入級や不登校対策指導員の支援など、適切な支援を受け ることができるよう調整を行います。

心理相談員を配置し、教育支援センターに通所する児童生徒及び保護者に対して定期的にカウンセリングを行います。

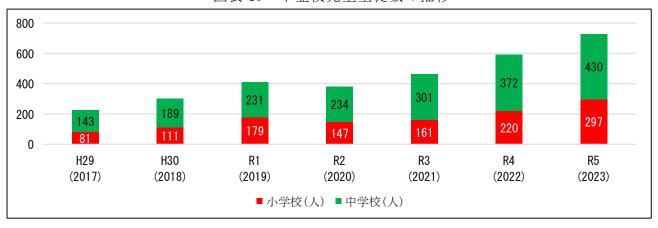
また、個々の職員の資質向上のため、不登校対策コーディネーターや不登校相談員等職種別の研修を実施します。

⁶⁷ 不登校の児童生徒の社会的な自立や学校復帰を目的として指導を行う施設のこと。本市は県内で唯一複数施設(「すずらん教室」、「光人塾」及び「コスモス教室」の3施設)を運営している。

⁶⁸ 家庭に閉じこもりがちな児童生徒の学校復帰や社会的自立のために、家庭訪問等により児童生徒の状況に応じた個別の支援を行う者のこと。

⁶⁹ 不登校の児童生徒に対して、教育支援センターや不登校対策指導員等の支援が適切に受けられるように、連絡・調整を行う者のこと。

図表 19 不登校児童生徒数の推移



*児童生徒支援課調べ 年間合計数

図表 20 不登校対策事業全体イメージ (令和6年度)

市教育委員会 (児童生徒支援課)

児童生徒支援調整員1人

- ○児童生徒、保護者、教育相談
- ○教育支援センター、不登校対策指導員への つなぎ

心理相談員 1人

○児童生徒のカウンセリング

家庭での支援

- 不登校対策指導員(トライアングル)3人
- ○家庭訪問しての支援
- ○家庭外でのスポーツ活動、学習会を通 しての支援

家庭支援会議の開催

- ・学校の要請により教育委員会が開催
- ○複数の関係機関等の協力が必要なケース
- ○家庭への福祉的支援が必要なケース 関係機関

児童相談所、医療機関、市福祉部局、警察、 児童養護施設 等

教育支援センター での支援

- ・すずらん教室(今市町) スタッフ12人
- ・光人塾 (平田町) スタッフ 11 人
- ・コスモス教室 (斐川町) スタッフ 6 人

学校での支援

不登校相談員

- · 小学校 12 校 (県事業)
- 中学校 8 校
- ○相談室等の別室での支援
- ○家庭訪問しての支援

特別支援教育補助者

- ・小学校 93 人役
- · 中学校 31 人役
- ○教室に入りづらい児童生徒の支援

学びいきいきサポートティーチャー(県事業)

- 中学校 9 校
- ○自学室での学習指導

スクールカウンセラー (県事業)

- · 市立小 · 中学校 全校配置
- ○児童生徒、保護者のカウンセリング
- ○支援会議等への参加

不登校対策コーディネーターの校内での選任

- ・校務分掌としての位置づけ
- ○校内不登校対策委員会の開催
- ○関係機関との連絡・調整
- スクールソーシャルワーカー (県事業)
- ・主に中学校区に9名配置し、学校の要請に基づき派遣
- ○学校におけるチーム体制の構築
- ○保護者、教職員等への支援、情報提供
- ○関係機関とのネットワークの構築
- ○毎月9回の定期相談会
- ○支援会議等への参加





④ I C T を活用した支援

教育支援センター指導員や不登校対策指導員、不登校相談員等と直接対面 して行う支援に加え、ICT機器の効果的な活用について積極的に取り組みま す。

ICT機器により、学校や教育支援センターと家庭、学級と「ほっとルーム」 や相談室等の別室をオンラインでつなぐことで、学習機会を確保します。また、 学級の雰囲気を知ることにより、安心感や学級への所属感を高め、学級復帰に つながるようにします。

直接対面しての支援が難しい児童生徒に対し、スクールカウンセラーや教職員によるオンラインでの教育相談や個別の学習支援に取り組みます。



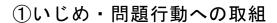


⑤保護者への支援

不登校等児童生徒の支援には、保護者の理解や対応が必要です。

不登校児童生徒の保護者が、情報交換等をしながら、保護者同士がつながる場となる「憩いの会」を開催し、相談の場を確保するなどして、保護者の不安の軽減等につなげていきます。

(3) いじめ問題対策等の取組





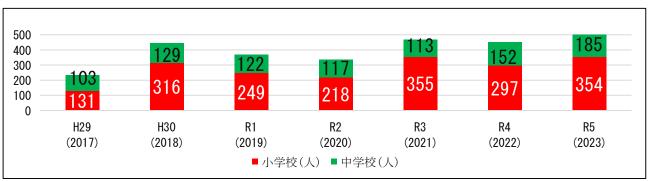


小·中学校においては、楽しい学校生活を送るためのアンケートを活用して、 いじめが起こらない学級づくり・学校づくりに努めます。

いじめ・問題行動に対しては、定期的に校内ケース会議等を開催して未然防止の取組や早期発見・早期対応に組織的に取り組みます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・活用して、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら児童生徒への指導・支援を行います。

教育委員会においては、定期的にいじめに特化した学校訪問を行い、市のいじめ防止基本方針を基に未然防止や初期対応、発生した具体的な事案への助言や職種別の教員研修を実施します。また、いじめ対応のチェックリストを活用して、学校の対応能力の強化を図り、いじめ見逃しゼロを目指します。さらに、いじめやハラスメントに関する保護者や児童生徒からの直接の相談窓口を設置し、周知を図ります。

児童生徒の主体的な取組を推進し、いじめの未然防止と人権意識の高揚を目指すフレンドシップ事業⁷⁰やインターネットによるトラブルを防止するために、 児童生徒への情報モラル教育や保護者への啓発活動に取り組みます。



図表 21 いじめ認知件数

*児童生徒支援課調べ

②いじめ問題対策委員会等の開催





いじめ問題対策連絡協議会⁷¹及びいじめ問題対策委員会⁷²を定期的に開催し、いじめの防止等にかかる対策を実効的に行います。いじめ問題対策連絡協議会においては、いじめの状況について共通理解を図るとともにいじめ防止に関する各機関との連携について協議します。また、いじめ問題対策委員会においては、市が行う施策の検証と専門的提言を行ったり、学校関係者に対していじめ問題の対処に関する助言を行います。

なお、<u>重大事態</u>⁷³が発生した場合は、<u>いじめ問題調査委員会</u>⁷⁴を開催して速やかに調査を行い、課題の整理や今後の取組について審議します。

③相談体制の充実





小・中学校においては、いつでも、どこでも、誰にでも相談できることや、スクールカウンセラーをはじめ教員以外の相談窓口についても周知するなど相談体制の充実を図ります。また、児童虐待、貧困、ヤングケアラー⁷⁵等の児童生徒の置かれている環境課題については、できるだけ早期に発見し、福祉、警察と連携して適切な支援につなぎます。

⁷⁰ いじめの未然防止や人権意識の高揚のために、各小・中学校で実施している児童会や生徒会を中心とした取組を推進する、平成19年度から実施している出雲市独自の事業のこと。

⁷¹ いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定により設置された協議会のこと。

⁷² いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定された教育委員会の附属機関のこと。

⁷³ いじめにより「児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」又は 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」のこと。

⁷⁴ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定された調査委員会のこと。

⁷⁵ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

(4)帰国・外国籍児童生徒への支援





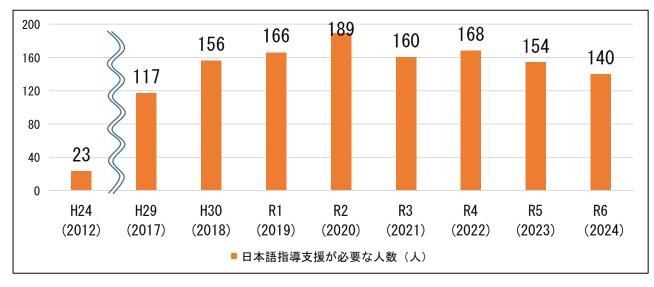


日本語指導が必要な帰国・外国籍児童生徒に対する持続可能な指導体制を 確保するため、拠点校を設けて日本語指導員⁷⁶や日本語指導補助員⁷⁷を集中的に 配置し、一人一人の実態に応じたきめ細かな教育を行います。

また、来日間もない児童生徒が在籍校での学校生活を円滑にスタートできるように、日本語初期集中指導教室において日本の生活や学校生活の理解を図るとともに、日本語でのあいさつや簡単なコミュニケ―ションを教えるなどして、外国にルーツのある子どもを支援します。

このほか、児童生徒に将来の目標や夢を持ってもらうためのキャリア教育の 実施、保護者に対しても学校からの文書の翻訳や面談時の通訳など、児童生徒・ 保護者に寄り添った支援を行います。

幼児教育においても、入園前に体験入園や保護者説明を行い、母国とは異なる日本での園生活を知ってもらうことで、円滑な入園につなげます。さらに、入園後に支援が必要な場合には、保育補助員を配置し、日常生活や教育活動におけるサポートを行います。



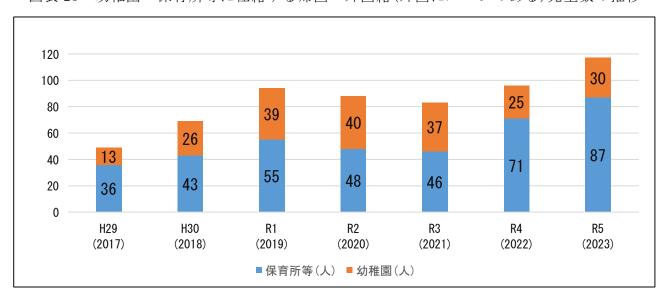
図表 22 日本語指導対象児童生徒数の推移

^{*} 学校教育課調べ 各年5月1日現在

⁷⁶ 教員免許を有し、出雲市内の小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒に対して、その実態に応じて日本語の指導及び学習の支援等を行う者のこと。

⁷⁷ 出雲市内の小・中学校に在籍するポルトガル語を母語とする児童生徒に対して、学校での学習 や活動の際に通訳支援を行うとともに、休憩時間に話し相手になるなど、心のケアを行う者の こと。

図表 23 幼稚園・保育所等に在籍する帰国・外国籍(外国にルーツのある)児童数の推移



*保育幼稚園課調べ 各年4月1日現在 (平成29年(2017)のみ5月1日現在)

4. 学校給食の充実

食への関心が高まる中、栄養のバランスがとれた給食、地元産食材を使用した給食、食育につながる給食、食物アレルギーに対応した給食など、「安全・安心でおいしい給食」を提供します。

また、給食を安定的に提供するため、安全で衛生的な給食設備を維持します。

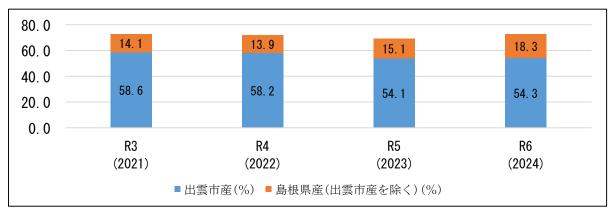
(1) 安全・安心でおいしい学校給食の推進

①地産地消の推進





地元産食材の活用は、給食の安全・安心を図るうえで重要であるとともに、子どもたちが地域への愛着や感謝の心を育むための教材となることから、給食の地産地消を推進し、給食や地元産食材を活用した食育指導(栄養教諭等による食に関する授業、給食の時間や親子調理教室等での指導)の充実を図ります。また、JA、市場関係者、市の農業振興課及び学校給食センターで構成する「学校給食マッチング会議⁷⁸」を引き続き毎月開催し、青果物の生育や出荷状況、価格の変動等に関する情報交換を行い、地元産食材を取り入れた献立作成に役立てます。



図表 24 学校給食における地元産食材の使用割合の推移

* 学校給食の食材仕入れ状況調査

【調査方法】金額ベース:小学校の中学年(8~9才)に提供された給食を対象とし、調査期間中の献立に使用した食品に対する一人当たりの金額から、地場産物(市内産+県内産)の割合を算出する。

⁷⁸ 平成27年(2015)10月に立ち上げた「学校給食地産地消推進ネットワーク会議」の野菜部会において設置した会議のこと。更なる地産地消の推進に向けて、JA、市場関係者、市の農業振興課及び学校給食センターで構成し、毎月開催している。

②設備・機器の計画的更新、衛生管理の充実





長期的な視野に立ち、給食施設の設備・機器の計画的な修繕や更新に努め、 適切な維持管理を行います。

また、「<u>学校給食衛生管理基準</u>⁷⁹」に基づき、各学校給食センターにおける衛生管理の徹底を一層図るとともに、納入事業者の衛生管理についても指導を徹底します。

③アレルギー対応給食の推進





食物アレルギーがある園児・児童生徒に対する給食の提供にあたっては、「出 雲市食物アレルギー対応給食ガイドライン⁸⁰」に基づき、保護者や学校・医師 と十分な連携を図り可能な限り除去・代替給食の提供に努めます。

また、教職員を対象にした食物アレルギーに関する研修会を計画的に実施し、正しい認識と適切な対応の周知に努めます。

図表 25 アレルゲンチェック献立表の例

^{*} 学校給食課提供アレルゲンチェック献立表から抜粋

⁷⁹ 学校給食の施設及び設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制等について、文部科学省が 定め、平成21年(2009)4月1日から施行した基準のこと。

⁸⁰ 学校給食センター及び学校における食物アレルギー対応の管理と指導等について、出雲市教育 委員会が平成26年(2014)2月に定めたガイドラインのこと。

5. 学校施設の整備

学校施設の教育環境向上を図るため新増改築事業を実施します。

学校施設の長寿命化計画により、トータルコストの縮減に努めます。

同時にバリアフリー化などの質的環境整備や更新時期が来ているエアコンの 計画的取替を実施します。

(1)新増改築事業の推進





児童生徒の社会増や学級編成基準の変更により、必要となる校舎増築については、状況を注視しながら、計画的な整備を図ります。

また、老朽化した建物の構造耐力、経過年数、学校規模に対する狭隘状況等 を総合的に判断し、改築が必要と判断された学校施設は、計画的に改築工事を 行い、安全安心で良好な学習環境を確保します。

(2) 施設環境の向上





学校は児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には 避難所となるため、安全安心に加え、誰もが不便なく過ごせる環境づくりが必 要です。

障がいのある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、 スロープの設置や多目的トイレの設置等のバリアフリー化に取り組みます。

また、更新時期が来ているエアコンについては、計画的な取替を行っていきます。

さらに、特別教室のエアコンについて、中学校から計画的に設置を進めていきます。

(3) 大規模改造・営繕事業の推進





本市の学校施設は築30年を経過したものが6割程度を占める状況であり、 機能面・安全面での老朽化対策が課題となっています。

そこで、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化 を図りつつ、求められる機能を確保するため、学校施設の長寿命化計画を基本 として、財政計画と調整を図りながら老朽化対策を進めます。

また、現地調査等により、施設の劣化状況、学校現場のニーズへの適合状況 などの把握に努め、各種法令の遵守はもとより、安全対策、防災対策に配慮し た修繕を適切に実施します。

≪中間見直し前の第4期出雲市教育振興計画≫

- 1. 教育を支える環境の充実
- (2) 適正な教育環境の構築
- ①小・中学校の再編



平成24年(2012)9月に策定した「出雲市立小中学校再編方針」に基づき、 令和7年(2025)4月開校に向けて平田地域4校の再編統合を、地元と十分に 議論・協議しながら進めていきます。

平成24年(2012)9月に策定した「出雲市立小中学校再編方針」に基づく再編統合については、令和7年(2025)4月の旅伏小学校開校により完了することができました。

≪中間見直し前の第4期出雲市教育振興計画≫

5. 学校施設の整備





学校施設の耐震化対策は、最優先の課題として取り組んだ結果、令和3年(2021)3月末の耐震化率は、小学校98.3%、中学校94.5%、幼稚園で100%となり、小・中学校・幼稚園合計で97.5%となりました。

学校施設は、子どもたちの安全確保はもとより、災害時の避難所としても、 重要な役割を担っていることから、残る第二中学校北校舎、第一中学校南校 舎(2棟)、大津小学校屋内運動場、今市小学校北校舎の耐震改築事業に積 極的に取り組み、令和6年度(2024)に耐震化率100%を目指します。

学校施設の耐震化対策は、令和6年度事業をもって、すべての学校の対策を完了 することができました。

法令1 教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、 基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

法令 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参 酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総 合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表 しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執 行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

- 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
 - (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 地方公共団体の長
 - (2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、 地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求める ことができる。

- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又 は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、 又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めると きは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところ により、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が 定める。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に 委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等 に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行 い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければ ならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する 者の知見の活用を図るものとする。

法令3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称:障害者差別解消法)(抜粋)

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する 研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

- 第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を 必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び 障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなけれ ばならない。